

仕様書

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構 北海道センター（以下「発注者」）が実施する「JICA 北海道（札幌）配管設備・ポンプ等更新工事」に関する業務の内容を示すものです。本業務の受注者（以下「受注者」）は、この仕様書及び別冊の図面、特記事項に基づき本件業務を実施します。

1. 総則

- (1) 工事名： JICA 北海道（札幌）配管設備・ポンプ等更新工事
- (2) 発注者： 独立行政法人国際協力機構北海道センター
- (3) 建物概要：

建物名称	独立行政法人国際協力機構 北海道センター（札幌）
所在地	札幌市白石区本通16丁目南4-25
用途	研修所（宿泊室、研修室、事務室等）
構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
階数	地上5階、塔屋1階、地下1階
延床面積	7,983.17㎡
竣工	1995年12月28日

2. 工事概要

(1) 空調配管・ポンプ等更新工事

- ・ 地階熱源機械室・衛生機械室・トレンチ内部の空調配管の更新（冷温水管・冷却水管・温水管）
- ・ 1階-5階 PS 内の空調配管の更新（冷温水管・冷却水管・温水管）
- ・ 屋上の空調配管の更新（冷却水管）
- ・ 冷温水ポンプ3台の更新（PCH-B1、PCH-B3、PCH-B4）
- ・ 冷却水ポンプ3台の更新（PCD-B1、PCD-B3、PCD-B4）
- ・ 給湯昇温用ポンプ2台の更新（PHW-B1、PHW-B2）
- ・ 温水ボイラー2台の更新（B-B1、B-B2）
- ・ 冷温水ポンプ1台（PCH-B2）・冷却水ポンプ1台（PCD-B2）の撤去

(2) 衛生配管・ポンプ更新工事

- ・ 地階熱源機械室・衛生機械室・トレンチ内部の衛生配管の更新（給水管・給湯管）
- ・ 給水ポンプユニットの更新（PCW-B1）
- ・ 給湯循環ポンプ2台の更新（PHW-B3、PHW-B4）
- ・ 雨水排水ポンプ2台の更新（PD-B1、PD-B2）
- ・ 排水ポンプの更新（PD-B3、PD-B4）

(3) 電気設備工事

- ・ (1) 及び (2) 工事に伴う電気設備工事（動力設備等）

(4) 自動制御設備工事

- ・ (1) 及び (2) 工事に伴う自動制御設備工事

3. 工期

2019年7月上旬から2020年2月下旬まで（予定）

※上記期間の終日までに工事完成時の提出図書等を発注者に提出し、発注者の検査確認を受けること。

4. 業務仕様

〔着手前提出書類〕

受注者は、契約後速やかに提出する書類は以下のとおり。

- 1) 着手届 1部
- 2) 現場代理人届 1部
- 3) 主任技術者（もしくは監理技術者）届 1部
- 4) 実施工程表 2部
- 5) 施工計画書 2部
- 6) 施工体制台帳、施工体系図 各2部
- 7) 工事施工編成書 2部
- 8) 現場編成書 2部

〔工事中提出書類〕

受注者は、工事期間中に以下の書類を提出する。

- 1) 工事報告書 2部
- 2) 週間工程表及び月間工程表 2部
- 3) 打合せ記録 2部
- 4) 作業員名簿 1部（各作業の1週間前まで）

〔連絡打合せ〕

受注者と発注者は事前に業務工程について打ち合わせを行うこと。施工中においても必要な場合は適宜打ち合わせを行う。受注者は打合せ記録を作成し、発注者に提出する。

〔工事費増額〕

発注者の書面による承認のない限り、工事費の増減は認めない。

〔軽微な変更〕

仕様書に明示していない事項でも、本工事に当然必要と認められるものは、受注者の負担で施工する。

〔仕様変更〕

大幅な仕様の変更を行う場合は、下記要領による。

- ア) 変更内容を明示する。

- イ) 変更に伴う金額の増減、工程の変更などを明記する文書を作成する。
- ウ) 発注者と受注者の捺印を以て発効とする。
- エ) 現場の納まり取り合わせ等の関係によって生ずる軽微な変更及び仕様書に明記無き事項でも、本工事に当然必要と認められるものについては、金額の増減はしない

〔諸官庁手続き〕

工事の施工に必要な官公署その他に対する諸手続きは遅延なく行い、且つこれらの手続きに要する費用は受注者の負担とする。

〔法令等の遵守〕

工事施工に当たっては、建設業法・建設基準法・道路交通法・騒音規制法・労働基準法・職業安定法・労働安全衛生法などの法規や関係諸法を遵守し、安全且つ円滑な工法の進捗を図る。

〔検査及び立ち会い〕

工事が完了した時点で受注者は発注者及び監督員の検査・承認を得る。

〔工事完成時書類〕

工事完成時の提出書類は次の通り。

- 1) 工事完了届 1部
- 2) 保証書 1部
- 3) 工事写真、完成写真 各2部
- 4) 完成図（白図製本 A3 二つ折り） 2部
及び電子データ（PDF 及び DWG 形式））CD-R 2枚
- 5) 仕様材料リスト（カタログ、試験成績書）及び出荷証明書 各2部
- 6) 協力業者リスト 2部
- 7) 最終検査記録 2部
- 8) 産業廃棄物処理に係るマニフェストの写 2部
- 9) その他監督員の指示による書類

〔施工時間〕

作業時間は、原則として月曜日から土曜日の午前8時から午後6時までの間とし、施設の運営や職員の業務に支障のない日程で作業すること。ただし、夜間・休日作業を実施する場合は、警備体制について発注者及び監督員と事前に協議し、必要に応じて警備員を配置すること。

〔工事養生〕

工事対象室内に埃等が舞い散ったり、堆積したりしないように十分な養生を行い作業にあたること。また、作業終了後は清掃を行うこと。

〔補償〕

受注者の責に起因する施設内或いは敷地内での破損或いは不具合が認められた場合は、受注者の責任において竣工までに復元等の措置をすること。

〔工事中の電気及び水道料金〕

基本料金及び使用料金は本工事に含まず無償提供する。

〔廃棄物処理〕

本工事により発生した産業廃棄物の処理については、産業廃棄物処理業者名、受入先処分施設等を正確に把握し、マニフェストを以て当機構担当者に報告すること。

5. その他留意事項

- (1) 本施設は諸外国からの研修員が研修・宿泊しており、工事期間中も研修員が施設を利用している。本工事は居ながらの工事を前提としているため、工事期間中は調整が必要となる場合もあることから、受注者は発注者及び監督員と定期的に打ち合わせを行い、施設に影響のある作業が予定されている場合は詳細な工程を示して承認を得ること。
- (2) 冷暖房や給水・給湯の停止期間は概略工事工程表に示す期間内とし、可能な限り施設への影響を最小限に抑えるよう努めること。
- (3) 給水・給湯の切替作業は、事前に建物管理者の了解を得てから着手すること。

以上